

2026 年 6 月 2 日

ムラキ株式会社 株主の皆様

Blue Goats Capital 株式会社

代表取締役 青柳 和洋

本店所在地：東京都中央区銀座 1-12-4 N&E BLD. 6F

ムラキ株式会社第 68 回定時株主総会における 会社提案議案への対応及び経営刷新提案に関する 委任状勧誘のお願い

本書面は、ムラキ株式会社第 68 回定時株主総会の議案について、株主の皆様のご判断の参考となるよう、当社の見解と経営刷新提案をお伝えするものです。何卒最後までご一読いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社、Blue Goats Capital 株式会社は、ムラキ株式会社の株主（2026 年 3 月 31 日時点における議決権保有割合 4.76%、議決権数 700 個、招集通知大株主表第 6 位）として、2026 年 6 月 17 日に開催が予定されているムラキ株式会社第 68 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）について、以下のとおり対応する方針を決定いたしました。

つきましては、株主の皆様におかれましても、当社の方針にご賛同いただきたく、同封の委任状を当社にご返送くださいますよう、心よりお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

Blue Goats Capital 株式会社

担当：青柳 和洋

住所：〒104-0061 東京都中央区銀座 1-12-4 N&E BLD. 6F

当社が本委任状勧誘を行うに至った経緯

■ 当社による 2026 年 4 月 23 日付株主提案

当社は、自動車業界が EV 化・デジタル化という歴史的転換期にある今、ムラキ株式会社の経営資源をより有効に活用し、成長投資と株主還元のサイクルを加速させることが、全株主の共通の利益に資するとの考えのもと、2026 年 4 月 23 日付で、ムラキ株式会社に対し以下の 5 議案からなる株主提案を行いました。

- (1) 取締役 10 名選任の件
- (2) 監査役 3 名選任の件
- (3) 剰余金処分の件（配当性向 100%への引き上げ）
- (4) 政策保有株式の売却及び成長投資への充当に関する定款変更の件
- (5) 「株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」の廃止の件

当社の株主提案の詳細は、PR TIMES に掲載されております。

(<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000003.000113556.html>)

■ ムラキ株式会社による株主提案の不採用

しかしながら、ムラキ株式会社は、2026 年 5 月 14 日付で、当社の株主提案について以下の理由により受け付けない旨を回答しました。

- (1) 会社法 303 条 2 項及び 305 条 1 項の「株主総会の日の 8 週間前まで」の期限を徒過していること
- (2) 個別株主通知による 6 か月間継続保有の確認ができないこと

これを受け、ムラキ株式会社は、本株主総会の招集通知において、当社の株主提案を一切議案として取り上げておりません。

ムラキ株式会社の総会日程設定の異常性

ここで、株主の皆様にご注目いただきたい事実があります。

ムラキ株式会社の定時株主総会は、過去9年間、すべて「6月20日以降の金曜日」に開催されてまいりました。

ところが、第68回（2026年）に限り、開催日は6月17日（水曜日）と設定されました。

- 過去9年間、6月20日以前の開催は一度もありません。
- 過去9年間、金曜日以外の曜日での開催も一度もありません。
- 今回の日程設定の合理的理由は招集通知に開示されておりません。

仮に本年の総会が、過去9年間の慣行どおり6月19日（金）以降に開催されていれば、当社の4月23日付株主提案は、会社法上の8週間前要件を充足し、適法に受理されていたはずです。

■ なぜムラキ株式会社は今年に限り総会日程を前倒ししたのか

当社代表取締役は、2026年4月21日に、ムラキ株式会社代表取締役柳田任俊氏に対し、株主提案を行う意向を事前に伝達しておりました。

これに対し、柳田氏からは特段の異議は表明されておらず、当社は、ムラキ株式会社が過去9年間の慣行どおり総会を開催するものと合理的に予測しておりました。

しかしながら、ムラキ株式会社は、その後、過去の慣行と異なる6月17日（水曜日）を総会開催日として設定し、結果として、当社の株主提案を「期限徒過」として排除する取扱いを行っています。

このような取扱いは、株主との真摯な対話を回避する目的で、法律上の手続を形式的に援用するものであり、株主の権利を恣意的に制約するものと言わざるを得ません。

当社の対応方針

以上の経緯を踏まえ、当社は、本株主総会において以下のとおり対応することを決定いたしました。なお、以下の対応方針は、変更する場合がございます。

■ 第1号議案（剰余金の配当の件）について

当社は、配当金額を増額する修正動議を提出することを検討しております。

当社は、ムラキ株式会社が2025年9月末時点で総資産の約35.5%（1,411百万円）に相当する現金及び預金を保有していることを踏まえ、過剰な手元資金を株主に還元すべきと考えております。このため、配当性向100%相当の金額（1株当たり46円程度）への増額修正動議を提出することを予定しております。

■ 第2号議案（取締役5名選任の件）について

〔会社提案のうち反対する3名〕

会社提案候補者のうち、永井清美氏、柳田任俊氏、湊信明氏の3名の選任に「反対」いたします。

これら3名は、当社株主提案を不当に排除する判断の中核を担っていたものと認識しております。

〔会社提案のうち賛成する2名〕

他方、北原啓詞氏（営業本部長）及び加瀬光二氏（管理本部長 兼 総務人事部長）は、それぞれ実務を担う取締役であり、ムラキ株式会社の事業運営の継続性確保のため留任が適切と考え、選任に「賛成」いたします。

〔3名の候補者を差し替える修正動議〕

あわせて、本株主総会において、永井清美氏、柳田任俊氏、湊信明氏の3名の候補者に代えて、以下の3名を新たに取締役候補者とする修正動議を提出することを予定しております。取締役候補者は、上記の方針の範囲内で変更する場合があります。

(1) 孫 峰氏（株式会社イクヨ 代表取締役）

(2) 田嶋 邦彦氏（株式会社イクヨ 副社長）

(3) 青柳 和洋氏（当社代表取締役）

なお、当社による上記の修正動議は、当社の独自の投資判断に基づき、当社単独で提案するものです。株式会社イクヨとの間で、共同して議決権を行使する等の合意は一切存在いたしません。

■ なぜイクヨ経営陣の招聘がムラキ株式会社の企業価値向上に資するのか

▼ 筆頭株主イクヨからの役員派遣が実現していない現状

株式会社イクヨは、ムラキ株式会社の議決権基準日（2026 年 3 月 31 日）時点で発行済株式数の 17.01%（250,000 株）を保有する筆頭株主であります。

しかしながら、現在のムラキ取締役会には、イクヨの有する自動車部品分野における事業知見を直接反映できる役員は含まれていません。

▼ 事業会社イクヨとの明確な事業シナジー

株式会社イクヨは、自動車部品の製造を主たる事業とする事業会社であり、カーケア商品の販売を主たる事業とするムラキ株式会社との間で、以下のような明確な事業シナジーが期待できます。

【1】EV 化・モビリティ社会への対応

- ・イクヨグループ（株式会社イクヨオートモーティブ等）が取り組む EV 関連分野のノウハウを、ムラキ株式会社の新規事業開発に活用できます。
- ・ムラキ株式会社が経営課題として掲げる「CASE や MaaS 等、既存の事業にとらわれない分野への投資及び新規事業開発」（2026 年 3 月期事業報告）に対し、自動車部品メーカーとしての知見を提供できます。

【2】顧客基盤・販売チャネルの相互活用

- ・ムラキ株式会社の全国 SS 網と、イクヨグループの自動車メーカー向け取引網との相互連携により、新たな販売機会を創出できます。

【3】製造業と販売業の融合による経営力強化

- ・イクヨグループの製造業としての品質管理・コスト管理のノウハウを、ムラキ株式会社の経営に導入できます。

・ムラキ株式会社の販売現場からの顧客ニーズ情報を、イクヨグループの製品開発にフィードバックできます。

■ 新任候補者 3 名の役割

(1) 孫 峰氏（株式会社イクヨ 代表取締役）

筆頭株主イクヨの代表者として、両社の事業シナジー実現を主導する役割を担います。

(2) 田嶋 邦彦氏（株式会社イクヨ 副社長）

イクヨの事業運営の中核を担う立場から、ムラキ株式会社との実務的な連携を推進します。

(3) 青柳 和洋氏（当社代表取締役）

資本市場の専門家として、資本効率の向上、株主還元の強化、株価向上に向けた経営判断を行います。

上記修正動議に基づき、当社の想定にしたがった決議がされる場合、ムラキ株式会社の取締役会は以下の 5 名で構成されることとなります。

- ・北原 啓詞氏（現職、留任）
- ・加瀬 光二氏（現職、留任）
- ・孫 峰氏（新任、株式会社イクヨ 代表取締役）
- ・田嶋 邦彦氏（新任、株式会社イクヨ 副社長）
- ・青柳 和洋氏（新任、当社代表取締役）

当社は、この新たな取締役会構成により、ムラキ株式会社の事業基盤の強化と株主価値の最大化が実現できると確信しております。

本書面に関する重要な留意事項

- ・本書面は、上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令に基づき作成された委任状勧誘書類の一部です。
- ・本書面に記載された内容は、当社の見解を述べるものであり、株主の皆様ご自身の議決権行使のご判断は、ご自身の責任において行ってください。
- ・本書面の内容を含む委任状勧誘書類は、金融商品取引法施行令第 36 条の 2 第 1 項に基づき関東財務局長に提出されております。

委任状の記載・返送方法

- ①委任状（本書に同封。ご記入が必要です。裏面をご覧ください）
- ②議決権行使書（ムラキ株式会社から送付。ご記入は一切不要です）

の2点を、返送用封筒でご返送ください。

お手数ですが、委任状の集計の都合上、2026年6月13日（土）までにご投函くださいますよう、お願い申し上げます。なお、できるだけ早期にご返送いただくと幸いです。

具体的な委任状の記載方法及び同封書類の内容については、以下をご確認ください。

1. 委任状の記載方法
2. 議決権行使書の同封

1. 委任状の記載方法

① 委任状を書いた日付をご記入ください。

② 株主様ご自身のお名前とご住所をご記入ください。

※ 法人名義の場合には、会社名、代表者名、本店所在地をご記入ください。

③ ご捺印（認印可）をお願いします。

※ 印鑑がお手元がない場合、上記③のお名前でご署印していただければ、空欄でも結構です。

④ 議案の賛否欄には2か所とも【否】として○印をご記入ください。

委 任 状

① 2026 年（令和 8 年）6 月 _____ 日

Blue Goats Capital 株式会社 宛

② 株主 住所 _____

氏名 _____ 印

③

私は、Blue Goats Capital 株式会社を代理人（以下「代理人株主」という）と定め、私が行使できる全ての議決権について、以下の事項を委任します

1. 2026 年 6 月 17 日開催予定のムラキ株式会社の第 68 回定時株主総会（継続会又は延会を含む）に出席して、下記の議案につき、私の指示（○印で表示）に従って議決権を行使すること。ただし、各議案につき賛否を表示していない場合、原案につき修正案が提出された場合及び議事進行等に関連する動議が提出された場合は、いずれも代理人株主に白紙委任します。

2. 復代理人を選任すること

記

〈会社提案（第 1 号議案及び第 2 号議案）〉

第 1 号議案	原案に対し	賛	④ ④
第 2 号議案	原案に対し	賛	④ ④
	（ただし候補者のうち _____ を除く。）		

2. 議決権行使書の同封

議決権行使書（ムラキ株式会社から送付されています）を、何も記載をせずご同封ください。

ムラキから送付された議決権行使書が本人確認資料となります。必ず、ムラキから送付された議決権行使書を添付のうえ、返送用封筒で当社（Blue Goats Capital 株式会社）へご返送ください。

【議決権行使書を紛失された株主様】

議決権行使書を紛失された場合は、以下の本人確認書類（いずれか一点）の写しを添付のうえ、当社（Blue Goats Capital 株式会社）へご返送ください。本人確認書類は、全国株主連合会「株主本人確認指針」に準拠したものです。

（1）株主が個人の場合

- ・ 委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・ 運転免許証（運転経歴証明書を含む）／各種健康保険証／国民年金手帳／身体障害者手帳／母子健康手帳／在留カード／特別永住者証明書／個人番号カード／旅券（パスポート）の写し
- ・ 上記のほか、官公庁発行書類等で氏名・住所の記載があり、顔写真が貼付されているものの写し

（2）株主が法人の場合

- ・ 委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・ 登記事項証明書の写し
- ・ 上記のほか、官公庁発行書類等で法人の名称・本店又は主たる事務所の記載があるものの写し

【ご留意事項】

- ・ 個人番号カードは、氏名・住所・生年月日・顔写真が記載された表面の写しのみをご送付ください。裏面（マイナンバー記載面）の写しはお取りにならないようお願いいたします。
- ・ 各種健康保険証を送付される場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号の部分にマスキング（塗りつぶし）を施したうえでご送付ください。
- ・ 有効期限のある書類は送付日において有効なもの、有効期限のない書類は本書面到達日前6か月以内に作成されたものに限りします。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

Blue Goats Capital 株式会社（本店所在地：東京都中央区銀座1丁目12番4号 N&EBLD. 6F）（以下「勧誘者株主」といいます。）は、ムラキ株式会社（以下「ムラキ」といいます。）の株主の皆様に対し、金融商品取引法施行令第36条の2第1項に基づき、ムラキの第68回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類として、本書を送付申し上げます。

〈会社提案〉

ムラキは、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、会社提案（第1号議案（剰余金の配当の件）及び第2号議案（取締役5名選任の件））については、インターネット上の以下のウェブサイトにおいて掲載されている株主総会参考書類に記載されているため、上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令第1条第3項に基づき、本書において会社提案の記載は省略いたします。

ムラキウェブサイト：<https://muraki.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会の招集・決議通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）：

<https://www2.jpx.co.jp/lsellpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ムラキ」または「コード」にムラキの証券コード「7477」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

委任状

2026 年（令和 8 年）6 月 日

Blue Goats Capital 株式会社 宛

株主 住所

氏名 印

私は、Blue Goats Capital 株式会社を代理人（以下「代理人株主」という。）と定め、私が行使できる全ての議決権について、以下の事項を委任します。

1. 2026 年 6 月 17 日開催予定のムラキ株式会社の第 68 回定時株主総会（継続会又は延会を含む。）に出席して、下記の議案につき、私の指示（○印で表示）に従って議決権を行使すること。ただし、各議案につき賛否を表示していない場合、原案につき修正案が提出された場合及び議事進行等に関連する動議が提出された場合は、いずれも代理人株主に白紙委任します。
2. 復代理人を選任すること。

記

〈会社提案（第 1 号議案及び第 2 号議案）〉

第 1 号議案	原案に対し	賛	否
第 2 号議案	原案に対し	賛	否
	（ただし候補者のうち を除く。）		